

< 共同生活援助：介護サービス包括型 >

共同生活支援ばあとなあ

平成 30 年度 事業計画

1 基本方針

自己選択・自己決定など利用者一人ひとりの主体性を尊重し、自立した生活を営むことが出来るように関係機関や各事業所などと連携して本人を中心とした支援を基本とする。GH利用者がGHを「安らぎの場所」となるように、また利用者の夢や希望、気持ちを受け止め “社会福祉法人童里夢の基本理念 「共に汗し 共に笑い 共に語ろう」 どんなに重い障害を持っていても誰と取り替えることもできない、個性的な自己表現をしているのです。人間と生まれて、その人なりの人間になっていくのです。その自己表現こそが創造であり、生産であるのです。私たちの願いは、重症な障害をもった人達も、立派な生産者である” ことを認め合い、人々が共にくらししていける社会をつくろうということです。」を基とし一人ひとり個々の様々な形を認め、親元を離れた自立した自分らしいその地域での生活を支える。

- (1) 利用者が親元を離れ地域で暮らしていくことで、本人ならびにご家族が安心して暮らしていくように本人の生活を支援する
- (2) プライベートと共同生活の二つの面を併せ持った環境での生活を提供する
- (3) 自立を目指して計画を立て本人と集団の生活をサポートする

以上のような基本方針を元にグループホームが第2の「家」になるように「暮らす」「楽しむ」「自分らしく過ごす」とともに集団で生活するので「自分の役割」「他者との関わり」の中で「協力」「助け合い」「ゆずりあい」「支えあう」を育んでいくことが出来るよう見守っていく。

2 事業運営

新設GH「紬」の運営と「ひまわりハウス」の2箇所になる今年度は新しいホームで生活する事になる利用者が混乱することなく新しい生活に一日でも早く慣れるように丁寧に支援する。

「すたあと」と兼務する職員を中心に「すたあと」との連携を図り2事業所が安定した事業を行えることを目標とする。

事業を運営していくために利用者の帰省日を減らし、事業収入が減らないよう努力する。

安定した運営のために人材の確保および人材の育成があげられる。

3 重点課題

- (1) 運営基盤の強化（運営・管理体制、サービス管理）

職員体制を整え、利用日を増やし安定した収入を確保する中で法人内事業所の連携を密にして事業運営の安定や利用者支援につなげる。

- ・ 職員の補充による体制の強化とそれによる帰省日の軽減に伴い利用日の増加を図る
- ・ 管理者会議による問題の共有と解決に向けての協力体制
- ・ 各事業所の連携による多面的な支援の展開
- ・ 専従管理者によるサービス管理体制
- ・ さらなる人材確保を通して夜間体制の強化

安定した事業運営のためには職員の確保が欠かせない。募集方法も童里夢、奏楽の協力を得て店舗に求人募集のポスターを貼らしてもらい地域の方へのアピールをするなど考えなくては集まらないと思われる。夜間支援体制を整えるためには、職員の増員、及び予算の担保も必要となり、中・長期的な課題として取り組む。

(2) 人材育成と支援力の向上

現場で対応する支援員の計画的な育成を通して利用者それぞれの障害特性を理解し、適切な支援が工夫して行われ、一番は本人が自立した自分らしい生活をする事を目的とし、次に支援者が利用者と良好な信頼関係を築きつつ支援関係を持つことが出来るようにする。「障害者だから～を我慢する。」「障害者だから～は無理。」などと決め付けず可能性を求めて支援することが出来る人材を育成する。様々な場面で一つの方法しか持つことなく引き出しをたくさん持ち、柔軟な発想とチームワークで利用者を全人的に支援できる支援者の育成を課題とする。

- ・法人内部研修（年間4回行われる研修に参加する）
- ・外部研修（三河地区でおこなわれる支援力向上に必要と思われる研修に参加する）
- ・世話人会議（月1回行われるGH世話人会議を通して情報交換や話し合いをもとに支援力の向上を図る）

などを通して人材育成と支援力の向上を目指していく。

(3) 利用者サービスの拡充

虐待防止

自分たちは虐待していないと思いつつ、対応について「これでいいのか」など悩む場面はあると思われる。法人全体でも虐待防止に取り組んでおり、それと合わせて東三河GH連絡協議会で行われる虐待防止研修等にも参加しながら研鑽をすすめる。事業所内でも「紬」では複数支援体制、管理者・サービス管理責任者の指導等、工夫を設定し毎月の会議などで支援について話し合える場を作り虐待防止に対する取り組みを継続的に行える土壌を作る。

- ・業務の標準化（各マニュアルの整備）
避難訓練、身体拘束、感染症予防については現状現場で個々の対応となっていたので今後は避難訓練マニュアル、身体拘束マニュアル、感染症対策マニュアルなどの整備を進める
- ・意思決定支援・・・※『生活支援、自立支援、意思決定支援を統合した施設内通貨構想』
具体的にはコーヒーにするか紅茶にするかマヨネーズにするかソースにするかなど日々の些細なことから始まり、外出やイベントについても本人たちで発信してもらい受動的な生活スタイルから能動的な生活スタイルへ選択肢を設けて本人に選んでもらうことから始める。しかし、本人がいきなり知らない事柄を選択することは出来ないので選択が出来るように様々な体験をするところから始める必要がある。（旅行、温泉、食事、買い物など）

※『お手伝い、積極的プログラム参加などを行うと施設内仮想通貨を得て、ゲーム・カラオケ・映画鑑賞・買い物・飲み物・お出かけなど仮想通過を支払う事で自由に選択し、結果いきいきと自主的に自分らしく生活することを目的とした構想』を提案する。

お手伝いや集団への奉仕活動を本人の興味関心や本人の力に結びつけストレングスを最大限に引き出し、本人が望む物事（嗜好品ーコーヒー、紅茶、ジュース、イベントー買い物、お出かけなど）を選択できる意思決定支援の要素を盛り込み「自分らしい」生き方を選べるようになる。出来る人と出来ない人、興味がある人と興味のない人の差は出来るが、それぞれのご家庭の中でも同じようなことが起こっており、「したくない人」にどのようなアプローチをしていくべきかは状況を観察しながら様子を見ていく。集団で動くことが好まれる人と集団で動くことが好まれない人それぞれに「自分らしい」生活を提供できるかが鍵となる。集団行動の場合は我慢する事もあるが、集団行動を好まない人にも我慢する事はあると考える。不公平ととられる事もあるかと思われるがそれぞれがそれぞれの選択をしていることに重点を置き検証していく。しかし、基本的なところでの提供には何ら区別する事はなくあくまでプラスαの部分に限られる。

出来る人にはさらに出来るようになり、自由に楽しく生活する様子を見るようになるがそこに変化が起こることを期待している。

- ・利用者の高齢化に伴う問題（本人、家族）

本人を取り巻く環境が劇的に変化する可能性がある利用者への対応の準備が早急に必要となる。

今後家庭に帰る事が出来なくなる利用者のため、病気・病院通院、日中支援体制の整備が喫緊の課題である。そのための人員確保を見据えた職員配置を構築できるか整備を進める。

- ・余暇支援

余暇をそれぞれの過ごし方も尊重しながら外出やイベントなどに参加し余暇を楽しく過ごせるようにするため、福祉サービスの利用調整、本人の意思確認などを行い余暇支援の組み立てをおこなう。（カラオケ、園芸活動やおたのしみ外出など）

年間カレンダーに基づいて、誕生会、活動日、クリスマス会、旅行等の企画・設定して計画的に実施する。

（４）地域生活支援事業再編成に向けた事業体制づくり

全ての事業が偏りなく安定して運営できる体制づくりとして、地域生活支援に関わる事業の統合を目標に掲げる。中・長期的視点から“ばあとなあ”“すたあと”の事業の在り方を検証しながら事業の再編成に向けた準備をすすめる。

併せて、法人内事業所間の連携・協力の形を運営システムとして整えることも課題とする。

4 利用者支援

暮らしている一人ひとりが自分らしく過ごしていくために、「こう暮らしたい」を支援する。

また、一つのコミュニティの中で自分の役割を持ち、果たしていくことも生活していく事において重要であると考え。そこで、自分で出来ることは自分で行い、本人の持っている力を最大限に生かしていけるよう支援する。役割を持つことで生活に能動性を持たせ、「自分の力で生活する」を支援する。

重点課題にも挙げた意思決定支援を中心に支援者の都合で選び決定するのではなく本人の意思を尊重した支援を心がける。

5 防災計画

災害時にはご家族に引き合わせるまで安全に過ごしていただけるよう防災計画の整備を法人全体の防災委員会に合わせて進めていく。

“ばあとなあ”独自の動きとしては・・・

- ・防災避難訓練（毎月）
- ・防災自主点検（毎月）
- ・防災備蓄品の用意
- ・防災・防犯設備（ガードシステム、火災通報装置、スプリンクラー等）の取り扱いの周知・徹底

また、災害時に「助け合い」の手を伸ばしていただくためにご近所つきあいを大切に地域防災訓練等にも積極的に参加する。

災害は忘れた頃にやって来る・・・

夜半帯での発生、出勤前での発生、帰宅時間帯での発生など地震発生の時間帯によるそれぞれの想定による避難その他の対応についてマニュアルを作成し、また、実際に起こった時には引取りをお願いするのだが、それぞれのご家庭の事情に合わせた対応を想定してみて各ご家庭との調整のうえ対応を協議しておく。

その時間帯によっては童里夢、奏楽の職員の応援も要請する場合も想定し、また逆に時間帯によっては童里夢、奏楽への応援も合わせて想定し連携を持って法人の利用者の安全を図る。

そして、それにあわせた大地震対応マニュアルを作成し災害時にもスムーズな対応が出来るように準備をする。

6 苦情解決

法人の苦情解決規程に則り、事業所が提供するサービスに関する利用者等からの苦情を解決するための体制を整える。

権利擁護・サービス管理委員会の活動を通しての意識を高める。また事業所内に苦情ボックスの設置、アンケートの実施、相談日等の設定から、利用者からの声、苦情等に迅速に対応できるしくみ体制を整える。